

總 則

第1節 目的等

第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条（市町村地域防災計画）及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条（推進計画）の規定に基づき、高石市防災会議が策定する計画であって、高石市域に係る災害に関し、高石市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条による特別防災区域に係る防災については、同法31条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同計画と十分調整、連携を図り防災対策を推進する。

第2 計画の性格

- 1 この計画は、災害が発生しやすい自然的・社会的条件下にあって、多様化した土地利用、増加する様々な危険物等に対処し、市民の生命、身体、財産を災害から保護するための行政上最も重要な施策である「安全」を実現するものである。
- 2 この計画は、高石市及び防災関係機関が、高石市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務等を集大成する総合的かつ基本的な計画である。
- 3 この計画は、高石市及び防災関係機関の高石市域に係る防災に関する責任を明確にするとともに、高石市及び防災関係機関の事務又は業務等を有機的に結合させる計画である。
- 4 この計画は、第3次高石市総合計画「小さな輝きが広がる和みのまち」にうたわれる「安全・安心なまちづくり」を実現させるための計画でもある。
- 5 この計画は、法に定めのない事案についても、一般的危機管理対策として準用されることを想定し策定するものである。

第3 計画の構成

1 基本構成

「総則」

「災害予防対策」各対策に対する予防策の基本方針を示す。

「災害応急対策」

地震編：地震に対する防災策の基本方針を示す。

風水害編：風水害に対する防災策の基本方針を示す。

事故等編

海上・・・海上災害に対する防災策の基本方針を示す。

航空・・・航空災害に対する防災策の基本方針を示す。

鉄道・・・鉄道災害に対する防災策の基本方針を示す。

道路・・・道路災害に対する防災策の基本方針を示す。

危険物等・・・危険物等災害に対する防災策の基本方針を示す。

高層建築物、市街地・・・高層建築物、市街地災害に対する防災策の基本方針を示す。

放射線・・・放射線災害に対する防災策の基本方針を示す。

「資料」

第2節 本市の概況

第1 地理的条件

1 位置及び面積

本市は、大阪府の中南部に位置し、北部および東部は堺市、南部は和泉市・泉大津市に隣接し、西部は大阪湾に臨み、面積11.35 k m²、東西6.1 k m、南北4.1 k mである。

本市の西部には、水路をはさんで、堺・泉北臨海工業地帯が造成され、臨海部の面積は5.26 k m²、内陸部は6.09 k m²で、臨海部が市域の46%を占めている。

東西南北各端の経度及び緯度は、次のとおりである。

方位	地点	経緯度
東端	取石7丁目	東経135度27分44秒
西端	南高砂	東経135度23分47秒
南端	取石5丁目	北緯 34度30分28秒
北端	高砂3丁目	北緯 34度32分38秒

2 地勢

本市の地形は、全般に平坦で、最高点でも海拔20.8mにすぎず、山地や丘陵地は皆無である。地質は、洪積段丘、沖積低地、人工地形から形成されている。

河川は、中央部を流れる芦田川と南部を流れる王子川がある。

3 気象

夏は、高温多湿となり、冬は北ないし北西の季節風が時折強く吹くが、瀬戸内式気候をしているところから、気温の差も比較的少なく一般的に温暖であり、住宅地として適している。

年間平均風速は2～3 m / s程度で、海陸風の影響を受けて西寄りと東寄りの風が吹くことが多い。また、降水量も年間1,300～1,400mm程度である。

(高石市公害監視センターにおける平成4年度から平成15年度の間観測値より)

第2 社会的条件

1 人口

昭和30年には29,706人であった人口も、昭和41年の市制施行を経て高度経済成長により、大阪圏のベッドタウンとして、農地の宅地化が進み、急速な人工増加がみられた。また、臨海部への企業進出にともない市内に多くの社宅が立地したことも、人口増加の要因になった。

このような急速な人口増加は昭和47年頃から次第に鈍化し、人口は昭和60年頃をピークにそれ以降は減少傾向になっている。

人口密度は市全体で見れば、5,500人 / k m²弱であるが、臨海部の面積が市域の半分近くを占めているため、内陸部だけでの人口密度をみると10,000人 / k m²を越え、相当高密度な市街地を形成している。

国勢調査時の人口等は、次のとおりである。

年	人 口	人口密度(人/k㎡)	世 帯 数
昭和30年	29,706	4,799.0	6,476
昭和40年	45,679	7,379.5	11,166
昭和50年	66,824	6,475.2	18,942
昭和60年	66,974	5,953.2	21,494
平成 2年	65,086	5,837.3	21,609
平成 7年	64,295	5,664.8	22,594
平成12年	62,260	5,485.5	22,559

2 都市構造

主要幹線道路は、南北方向に国道26号線、府道大阪臨海線、府道堺阪南線、府道大阪和泉泉南線、東西方向に府道信太高石線、府道泉大津美原線がある。

鉄道については、南海本線、南海高師浜支線、JR阪和線、JR羽衣支線がある。臨海部には、石油製品製造業や化学工業等の大規模工場があり、堺・泉北臨海工業地帯の一角をなしている。

第3節 災害の想定

第1 想定災害

災害は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の自然現象に起因する自然災害と、大規模な火災、爆発、交通災害等の特殊災害（人為災害）とに大別される。自然災害や特殊災害の発生によって二次的に引き起こされる二次災害（複合災害）は、都市部ほどその発生の可能性が高い。

高石市の自然条件と市街地状況、都市施設や危険物の集積状況等都市的、社会的条件ならびに過去に発生した災害事例をもとに想定した発生が予想される災害は次のとおりである。

- 1 地震災害
- 2 津波災害
- 3 風水害
- 4 高潮災害
- 5 海上災害
- 6 大規模火災
- 7 危険物等災害
- 8 交通災害（航空災害、鉄道災害、道路災害）
- 9 その他の特殊災害

参考 「大阪府地震被害想定調査」

想定地震発生時の条件

- ・季節、時間 冬の夕刻、平日午後6時
- ・気象条件 晴れ、平均風速2.4m/s

大阪府地震被害想定調査

(平成9年3月)

			単位	上町断層系	南海トラフ	生駒断層系	有馬高構造線	中央構造線
大阪府域内被害	建物被害	全棟壊数	棟	280,398	1,372	227,126	31,249	1,076
		半棟壊数	棟	338,879	54,002	256,871	122,123	32,073
	人的被害	死亡者	人	19,275	80	12,870	3,702	133
		負傷者	人	132,352	9,259	79,551	43,195	5,940
	出火件数		件	908	97	680	170	45
	り災者		人	2,801,882	219,283	1,802,925	701,283	114,544
	避難所生活者		人	851,791	65,590	531,070	206,729	33,630
高石市内の被害	建物被害	全棟壊数	棟	3,593	3	61	0	2
		半棟壊数	棟	3,893	541	1,339	0	481
	人的被害	死亡者	人	136	0	2	0	0
		負傷者	人	1,170	104	277	0	92
	出火件数		件	8	2	2	0	1
	り災者		人	31,364	2,323	5,912	0	2,053
	避難所生活者		人	9,170	679	1,729	0	600
	津波	最大高	m	-----	1.5	-----	-----	-----
		津波到達時間	分	-----	110~120	-----	-----	-----
	ライフライン被害状況	停電	%	20	0	0	0	0
ガス供給影響戸数		戸	23,000	0	23,000	0	0	
水道断水率		%	50~75	0	25~50	25以下	25~50	
通信支障世帯		世帯	23,000	0	0	0	0	

(注意)

		長さ	断層分類	確実度	活動度	マグニチュード*
上町断層系	(北部)	20km	縦ずれ逆断層		B	6.6~7.3
	(南部)	12km	縦ずれ逆断層		-	6.6~7.3
南海トラフ	(南海)	360km	低角逆断層	-----	-----	8.4
	(東南海)	270km	低角逆断層	-----	-----	8.4
生駒断層系		28km	縦ずれ逆断層		B	6.5~7.2
有馬高構造線		44km	右横ずれ断層		B	6.9~7.6
中央構造線	(根来断層)	40km	右横ずれ断層		A	7.2~7.8
	(五条谷断層)	20km	右横ずれ断層		A	7.2~7.8

- 1 確実度 : 活断層であることが確実なもの。確実度 : 活断層であることが推測されるもの。
- 2 活動度 A : 1000年あたり1m~10m動いたもの。活動度 B : 1000年あたり10cm~1m動いたもの。

第2 東南海・南海地震防災対策推進地域の指定

東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）が制定され、法第3条第1項の規定に基づき、平成15年12月17日に、本市は大阪府下37市町村（平成17年4月現在は36市町村）とともに、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された。

第4節 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

第1 高石市

1 政策推進部

- 災害広報に関すること
- 報道機関との連絡に関すること
- 避難勧告、指示の伝達等緊急広報に関すること
- 自治会等への協力要請に関すること
- 市民からの相談に関すること
- 復興に係る市政の総合企画及び調整に関すること
- 災害対策関係予算その他財務に関すること
- 被災家屋調査に関すること
- 人的被害状況の調査、報告に関すること
- 災害に伴う税の減免に関すること
- り災証明の発行に関すること
- 商工業者の被害調査、復旧対策に関すること
- 被災商工業者に対する融資等の対策に関すること
- 耕地の被害調査に関すること
- 漁港施設対策に関すること
- 被災農、漁業者に対する災害融資に関すること
- 住宅復興計画の策定・推進に関すること

2 総務部

- 市の防災対策の総合調整に関すること
- 防災会議に係る事務に関すること
- 災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- 防災に係る訓練、教育に関すること
- 他都市及び防災関係機関等との連携及び応援体制の整備に関すること
- 応急仮設住宅の事前準備に関すること
- 自主防災組織体制の整備に関すること
- 市民の防災活動の啓発、指導に関すること
- 防災行政無線の整備等に関すること

被害情報の収集・伝達に関すること
災害救助法に関すること
避難収容に関すること
災害時の緊急物資（生活必需物資）の調達、斡旋に関すること
災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関すること
救助物資等の緊急輸送に関すること
他市町村との相互応援に関すること
自衛隊との連絡、調整に関すること
災害記録に関すること
府に対する緊急要望に関すること
車両の調達計画に関すること
庁舎等の防災に関すること
国・府との連絡に関すること
災害時における職員の服務等に関すること
職員参集状況の把握に関すること
避難者の誘導及び収容に関すること
避難所の開設、管理及び運営指導に関すること
避難者の把握及び報告に関すること
災害時の遺体の処置及び火葬に関すること
災害時における廃棄物の処理に関すること
防疫に関すること

3 保健福祉部

避難者に対する応急食糧に関すること
災害応急物資、救援物資等の調達供給に関すること
義援金品に関すること
見舞金の交付に関すること
災害時のボランティアに関すること
所管福祉施設の避難計画に関すること
災害時要援護者対策に関すること
保育園児等の避難、誘導に関すること
災害時医療体制の整備に関すること
医療救護活動に関すること
医師会、保健所、医療機関との連絡、応援要請等に関すること
医療資器材及び薬剤の調達及び備蓄に関すること
医療機関の被害状況の調査、報告に関すること
災害時における保健衛生に関すること

4 土木部

建築物の耐震化に関すること
木造密集市街地等の整備促進に関すること
建築物の二次災害の防止に関すること
建物の応急危険度判定に関すること
市有建物の応急修理及び緊急措置の準備に関すること
緊急時における関係業者等への協力依頼に関すること
被災住宅の応急修理に関すること
応急仮設住宅に関すること
住宅相談に関すること
水防に関すること
道路の整備に関すること
道路交通の確保に関すること
道路、橋梁に関する被害状況調査、報告に関すること
公園の整備に関すること
公園被害状況の調査、報告に関すること
土砂災害の防止に関すること
河川に関する被害状況調査、報告に関すること
下水道施設の整備に関すること
下水道施設における被害調査及び応急復旧対策に関すること
水道用水の供給確保に関すること
水道施設の耐震化等に関すること
水道施設の被害状況の調査報告に関すること
水道の広域応援の要請に関すること
水道施設の災害復旧事業計画に関すること
応急給水及び応急復旧に関すること

5 教育部

防災教育に関すること
災害時の応急教育に関すること
園児、児童及び生徒の避難に関すること
文教施設の被害調査、報告に関すること
被災児童及び生徒の就学援助に関すること
被災園児、児童及び生徒の救護に関すること
避難所の開設等に対する協力に関すること
文化財の応急対策に関すること

- 6 議会事務局
 - 市議会議員との連絡調整に関すること
 - 他部の応援に関すること
 - 本部長の特命に関すること
- 7 行政委員会等（選管、監査、公平、農委、固定）
 - 他部の応援に関すること
 - 本部長の特命に関すること

第2 堺市高石市消防組合

- 消防に関する組織の整備に関すること
- 消防に関する教育及び訓練に関すること
- 消防に関する物資、資機材の整備に関すること
- 消防施設の充実整備に関すること
- 災害通信伝達体制の整備に関すること
- 消防相互応援体制の整備に関すること
- 災害情報の収集に関すること
- 消防、水防その他の災害応急措置及び災害拡大の防止措置に関すること
- 救助、救急、救護活動に関すること
- 消防施設の災害復旧に関すること
- 消防活動情報の収集、伝達及び広報に関すること
- 消防活動要員の確保に関すること
- 消防団等関係機関との連絡に関すること

第3 大阪府

- 1 泉北地域防災推進室
 - 災害予防、災害応急対策等に関し、市が処理する事務又は業務の府との連絡調整等に関すること
- 2 鳳土木事務所
 - 府直轄公共土木施設の防災対策、災害応急対策、復旧対策、水防時の水防事務組合等への現地指導、洪水予警報の伝達、被災状況の把握に関すること
- 3 港湾局
 - 府直轄港湾施設及び海岸保全施設の災害予防、災害応急対策、復旧対策に関すること
- 4 和泉保健所
 - 災害時における保健防疫活動、医療救護活動に関すること

- 5 大阪府泉州農と緑の総合事務所
農地、ため池に関する水防対策に関すること

第4 大阪府高石警察署

- 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること
- 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- 交通規制・管制に関すること
- 広域応援の要請・受入れに関すること
- 遺体の検視（見分）等の措置に関すること
- 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること
- 災害資機材の整備に関すること

第5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊）

- 地域防災計画に係る訓練実施に対する支援、協力に関すること
- 府・市、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

第6 指定地方行政機関

1 近畿農政局大阪農政事務所

- 応急食糧（米穀）及び乾パンの備蓄に関すること
- 災害時における主要食糧の需給調整に関すること

2 堺海上保安署

- 災害の情報収集、伝達及び被害調査に関すること
- 海難救助に関すること
- 船艇及び航空機による飲料水及び救援物資等並びに避難者等の輸送に関すること
- 流出油等の危険物防除等海域における災害応急対策の実施に関すること
- 被災沿岸周辺海域における治安の維持及び犯罪の予防、取締りに関すること
- 船舶交通の整理規制及び指導等の安全確保に関すること
- 水路の測量に関すること
- 航路標識の復旧等に関すること
- 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること
- 危険物積載船舶等の災害予防対策に関すること
- 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

3 大阪管区气象台

- 観測施設等の整備に関すること
- 防災気象知識の普及に関すること

災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関するこ
と

4 泉大津労働基準監督署

工場事業場の災害防止のための指導監督に関すること

産業災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること

労働者の業務上の災害補償保険に関すること

5 近畿地方整備局

(大阪国道事務所南大阪維持出張所)

直轄公共土木施設の整備及び管理に関すること

応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること

直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること

災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること

直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること

直轄公共土木施設の復旧に関すること

(大阪港湾・空港整備事務所)

直轄港湾施設の整備に関すること

直轄港湾施設の二次災害の防止に関すること

第7 指定公共機関

1 日本郵政公社浜寺郵便局

災害時における郵政事業運営の確保に関すること

災害時における郵政事業に係る災害特別事務取り扱いに関すること

被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること

2 西日本電信電話株式会社(大阪支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケ-ションズ株式会
社(関西営業支店)及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西(以下「西日本電信電話株
式会社等」という。)

電気通信設備の整備と防災管理に関すること。

応急復旧用通信施設の整備に関すること

津波警報、気象警報の伝達に関すること

災害時における重要通信確保に関すること

災害関係電報・電話料金の減免に関すること

被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること

「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること

3 日本赤十字社(大阪府支部)

災害医療体制の整備に関すること

災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること

災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること

- 義援金品の募集、配分等の協力に関する事
- 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事
- 救援物資の備蓄に関する事
- 4 阪神高速道路株式会社
 - 管理道路の整備と防災管理に関する事
 - 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
 - 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
 - 被災道路の復旧事業の推進に関する事
- 5 西日本旅客鉄道株式会社（鳳駅）
 - 鉄道施設の防災管理に関する事
 - 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
 - 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
 - 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事
 - 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
 - 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事
- 6 大阪ガス株式会社（南部導管部）
 - ガス施設の整備と防災管理に関する事
 - 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事
 - 災害時におけるガスの供給確保に関する事
 - 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事
- 7 関西電力株式会社（南大阪営業所）
 - 電力施設の整備と防災管理に関する事
 - 災害時における電力による二次災害防止に関する事
 - 災害時における電力の供給確保に関する事
 - 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事
- 8 日本放送協会（堺支局）
 - 防災知識の普及等に関する事
 - 災害時における放送の確保対策に関する事
 - 緊急放送・広報体制の整備に関する事
 - 気象予警報等の放送周知に関する事
 - 避難所等への受信機の貸与に関する事
 - 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
 - 災害時における広報に関する事
 - 災害時における放送の確保に関する事
 - 災害時における安否情報の提供に関する事

第 8 指定地方公共機関

1 泉州水防事務組合

- 水防団員の教育及び訓練に関する事
- 水防資機材の整備、備蓄に関する事
- 水防活動（津波対策を含む）の実施に関する事

2 南海電気鉄道株式会社（泉大津駅）

- 鉄道施設の防災管理に関する事
- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

3 光明池土地改良区

- ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事
- 農地及び農業用施設の被害調査に関する事
- 湛水防除活動に関する事
- 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事

第 9 泉北環境整備施設組合

- 災害時におけるゴミ、ガレキの処理に関する事
- 災害時におけるし尿の処理に関する事
- 下水道施設の整備に関する事
- 下水道施設における被害調査及び応急復旧対策に関する事

第 10 公共的団体その他防災上重要な機関及び施設の管理者

高石市医師会・歯科医師会・薬剤師会、農・漁業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、高石市社会福祉協議会等の社会福祉事業団体、自治会、自主防災組織、赤十字奉仕団等の地域住民組織、大量の危険物を貯蔵及び取り扱う事業所、その他公共的活動を営むものは、市の行う防災活動に対して公共的業務に応じて協力する。

第5節 市民、事業所の基本的責務

第1 市民

自らの安全は自ら守ることが防災の基本である。市民はこのことを自覚し、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、次のことに努める。

1 平常時の実践事項

- (1) 防災知識を習得すること。
- (2) 家屋、ブロック塀の耐震性向上及び家具の転倒防止の対策をすること。
- (3) ガス器具などの安全点検をすること。
- (4) 避難場所、避難路の確認をすること。
- (5) 飲料水、食糧及び生活必需品の備蓄をすること。
- (6) 自主防災組織など地域の防災活動へ積極的に参加すること。

2 災害時に実践に努める事項

- (1) 避難所の自主的運営をすること。
- (2) 正確な情報の把握及び伝達をすること。
- (3) 出火の防止措置及び初期消火をすること。
- (4) 近隣の負傷者の救出及び救護をすること。
- (5) 災害時要援護者への支援をすること。
- (6) 適切な避難をすること。
- (7) 防災関係機関が行う防災活動との連携及び協力をすること。

第2 事業所

自らが災害時に果たす役割を十分に認識し、従業員や利用者等の安全を確保するなど防災体制の充実を図るとともに、地域の防災活動への積極的な協力を努める。

1 平常時の実践事項

- (1) 防災体制を整備すること。
- (2) 建築物の耐震性を向上させること。
- (3) 施設及び設備等の安全管理をすること。
- (4) 防災訓練を実施すること。
- (5) 従業員への防災知識を普及させること。
- (6) 保有する防災資機材を地域の防災活動に活用するなど、地域の防災活動への参加及び協力をすること。
- (7) 防災資機材を備蓄すること。

- (8) 飲料水、食糧及び生活必需品を備蓄すること。
- 2 災害時に実践に努める事項
 - (1) 正確な情報を把握し伝達すること。
 - (2) 出火の防止措置及び初期消火をすること。
 - (3) 従業員や利用者等の避難誘導をすること。
 - (4) 従業員のみならず、市民の負傷者の救出及び救護をすること。

第6節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。

防災関係機関は、関係ある事項について計画修正の意見あるときは、その案を防災会議に提出する。